

恵庭市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月12日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第35号

恵庭市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市養育医療の給付に関する規則（平成25年規則第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条（略） （養育医療の給付の申請） 第2条（略） （1）～（3）（略） （4）養育医療の給付を受けようとする者の健康保険証の写し （5）・（6）（略） 2・3（略） 第3条～第8条（略）	第1条（略） （養育医療の給付の申請） 第2条（略） （1）～（3）（略） （4）養育医療の給付を受けようとする者の医療保険各法の被保険者もしくは組合員又は被扶養者足ることを証する書類 （5）・（6）（略） 2・3（略） 第3条～第8条（略）

改正案

様式第 1 号(第 2 条関係)

[illegible]

様式第1号(第2条関係)

[illegible]

様式第2号～様式第8号 (略)

様式第2号～様式第8号 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(經過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の恵庭市養育医療の給付に関する規則の規定により行った申請は、改正後の恵庭市養育医療の給付に関する規則の規定により行った申請とみなす。